

福祉サービス第三者評価結果報告書

事業所名 しろやまの風

評価実施期間 平成29年1月6日～平成29年4月18日

1 評価機関

名称	公益社団法人鹿児島県社会福祉士会
所在地	鹿児島市鴨池新町1番7号 社会福祉センター5階

2 事業者情報【平成29年2月15日現在】

事業所名称： (施設名)	しろやまの風	サービス種別：	生活介護 就労継続支援B型 放課後等デイサービス 福祉ホーム
開設年月日：	平成13年7月1日	管理者氏名	施設長 大橋 紘一
設置主体：	社会福祉法人 常盤会	代表者役職・氏名	理事長 久木元 司
経営主体：	社会福祉法人 常盤会	代表者役職・氏名	理事長 久木元 司
所在地：	〒891-0144 鹿児島市下福元町3334番地		
連絡先電話番号：	099-269-9777	FAX番号：	099-269-3888
ホームページアドレス	http://www.tokiwakai.com	E-mail	skaze@tokiwakai.com

基本理念・運営方針

基本方針

- ・地域に根差し地域に求められる福祉施設を目指すと共に、利用者の基本的人権を尊重し活力のある日々の生活の充実と生きる力を生み出せる支援を行う。
- ・利用者個々人の状況に配慮した、より専門的・的確な支援が出来るようにスキルアップに努め、信頼される福祉サービスの提供に努める。

運営方針

- ・利用者の実態に即した活動、個別支援の提供
- ・第三者評価基準に則った質の高い福祉サービスの提供
- ・安心・安全性の視点からの計画的環境整備
- ・計画的な人材育成のための取り組み
- ・事業の評価・分析と数値化・グラフ化
- ・利用者・家族との連携を深め信頼される施設の構築

【施設事業所の特徴的な取組】

- ・「しろやま STYLE」と称した、全国的にも珍しい利用者の特性に合わせた独立型のコース設定(Advance、Basic、Person、Gently コース)を行い、利用者がステップアップしやすい支援体制を整えています。
- ・幅広い世代や障害を持たれている方が利用可能な施設として、環境面や体制を整えています。
- ・複合型の施設として運営している為、利用者が求める多種多様な福祉ニーズに対して柔軟に対応することが可能です。

【利用者の状況】

定員	55 名	利用者数	127 名
----	------	------	-------

【職員の状況】

職 種	勤務区分				※常勤換算	※基準職員数		
	常勤(人)		非常勤(人)					
	専従	兼務	専従	兼務				
管理者	1				1	1		
サービス管理責任者	1				1	1		
児童発達支援管理責任者	1				1	1		
生活支援員	24				20.9	8		
指導員	3				3	1		
保育士	5				4.5	1		
看護師	1				1	1		
作業療法士		1			0.5			
前年度採用・退職の状況			採用		常勤	3人	非常勤	0人
			退職		常勤	1人	非常勤	0人
○常勤職員の当該法人での平均勤務年数						5年		
○直接処遇に当たる常勤職員の当該法人での平均勤務年数						4.4年		
○常勤職員の平均年齢						39.8歳		
○うち直接処遇に当たる職員の平均年齢						40.4歳		

3 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成26年 1月 30日(契約日) ～ 平成26年 3月 11日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	2回(平成25年度)

4 評価の総評

◇特に評価の高い点

1. 常盤会法人として継続的に、自己評価及び第三者評価を受審され、鹿児島県内における社会福祉事業者のなかで福祉サービス向上をめざし、率先した役割を果たされてきました。またそれらの方針はしろやまの風運営の全体にわたって、浸透しています。法人の理念や基本方針についても職員によく理解され、具体的な日常の仕事の中で実践されています。
2. 生活介護事業において「しろやま STYLE」と称するコース設定 (Advance、Basic、Person、Gently) を行い、利用者の意向、ニーズを踏まえ障がいの状況に応じた日中支援の支援体制を構築しています。
3. 多機能施設として、障がいや年齢を問わず、多様なニーズに対応する多様なサービスを提供する事業所としてフレキシブルな支援組織を作り上げています。

◇改善を求められる点

改善を求める点は特にありませんが、評価者として以下の点について意見を付します。

1. 今後は整備された全体の運営のノウハウについて、①必要に応じて変容させていくこと、②多くの標準的なサービス提供のマニュアルが、実践的に活用されているかどうかの点検、③標準的という視点と個別的という視点の関連性に焦点を当て、標準的なサービスを基礎的条件としながら、個別的なサービスの展開 (ウェルビーイングの実現) という点に今まで以上に着目されていくことを期待します。
2. アセスメントは極めて詳細にとられ、個別支援計画が綿密に作成され、方法において定式化されていますが、身体機能・起居動作・行動様式・医療情報・ADL/IADL が中心になっています。「本人の役割」「環境・強み」という項目がありましたので、利用者のストレングス・エンパワーメント、自己決定、権利擁護等の本人主体、あるいは人権の視点をアセスメントや支援計画の中に組み入れる工夫があればより望ましいと感じました。
3. 児童福祉法が改正され、国連子どもの権利条約に基づく子どもの権利について十分な理解と取り組みが必要になっています。児童の発達・療育という分野の中で、ソーシャルインクルージョンの視点をどのように形成していくかが問われます。療育の専門性と同時に社会の中で当たり前の人々と共に生きていく環境をどのように整えていくかも課題になってくるものと思います。
4. 利用者 (保護者) 調査からみるかぎり、基本的な信頼関係はおおむね成立していると判断できます。しかし、自由記述欄では、不備を指摘する記述があります。利用者及び保護者のおかれている立場、心情に対して引き続き配慮と気配りが求められると思います。